

+

令和4年 第3回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第3回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年3月22日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和4年3月22日 午前9時30分				
	閉会	令和4年3月22日 午前10時40分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	×
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番5番	安樂 兼義	席番6番	立山 富士雄		
職務のため出席した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	○
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	○
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 15 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による事業計画変更申請について</p> <p>議案第 17 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 18 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 19 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 20 号 農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>議案第 21 号 農業委員会活動の令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>議案第 22 号 非農地通知に係る対象農地の承認について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第3回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。福岡 裕幸委員と竹田委員より欠席の届け出がありましたので報告いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番5番、安樂委員と、席番6番、立山委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、脇田 廣昭委員の報告を2件、一緒に願ひします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>それでは、あっせんの報告をいたします。まず一件目、12月総会で依頼のありました〇〇さん分です。あっせん農地は、田2筆・畑2筆でございました。そのうち田の1筆が成立しましたので報告申し上げます。</p> <p>総会資料の4ページのあっせん成立資料の番号9番でございます。所在・地目・面積等は総会資料の通りでございます。場所は、市役所松山支所から道の駅まつやまを通り2.5kmほど曾於市方面に進み、市道豊留・中山線を右に500mほど進み市道狩川・大谷線を右に入り100mほど進んだ左側でございます。</p> <p>譲受者は、狩川集落にお住まいの〇〇さんで主に水稲と甘藷を栽培しておられます。所有農機は、トラクター1台・乗用田植え機1台・軽トラ1台・その他農機具等を保有されております。〇〇さん宅からは車で1分ほどの距離にあります。あっせん価格は、面積が1,169㎡で総額10万円でございます。あっせん委員は、工藤委員と脇田でございます。以上で一件の報告を終わります。</p> <p>続きまして、同じく〇〇さんのあっせん分ですが、先ほど説明した通り田2筆・畑2筆でございましたが、田の1筆は報告しましたが、残りの田1筆・畑2筆においては、それぞれ土地が点在しておりましてまとまりもございません。また、山林が近くございまして、栽培するには環境等の問題もございました。3か月ほど頑張っておりましたけれども、ちょっと難しい面もございまして本人の了承を得ましたので、今回であっせん打ち切りとしたいと思</p>

議長	萩迫	<p>います。以上、報告を終わります。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。ただ今、脇田 廣昭委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありました。報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、宮脇 勇委員の報告を2件、お願いします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>それでは、依頼のありましたあっせんについて報告いたします。まず、あっせん成立分から総会資料4ページの番号11番です。所在・地目・面積等は総会資料の通りです。場所は、原田小学校から宇都中学校の方向へ800m行ったところの右手にあります。譲受者は、有明町原田西尾にお住まいの〇〇さんで、主に生産牛といちごを栽培しております。農機具は、耕運機1台・トラクター3台を保有されております。〇〇さん宅からは車で5分の距離です。あっせん価格は、畑2,145㎡で反当43万円総額90万円でした。あっせん委員は、原田委員と私宮脇です。以上であっせん成立分の報告を終わります。</p> <p>続きまして、1月に総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、3月始めに4者会談で買受の話が出ましたけれど、金額が折り合いが付きませんでそれは駄目でした。3月25日次の方の話がありますので、それで成立すれば来月に報告したいと思います。以上です</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、立迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	立迫	<p>会長より12月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせん成立しましたので報告いたします。4ページのあっせん資料の番号12番です。所在・地目・面積等は総会資料の通りです。場所は、野神校区にそう街道が走っています。そのそお街道沿いにJAあおぞらのガソリンスタンドがあります。そこより西へ600m進んだところに畑かんのファームポンドがあります。その十文字を北へ10m進んだ左に位置します。</p> <p>譲受者は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん30歳です。主に園芸キャベツ・じゃがいも・甘藷等を栽培されており、農機具は、トラクター7台・防除機1台・コンバイン1台・管理機2台・3トン車・4トン車・軽トラなど5台を保有されております。〇〇さんの家からは車で15分のところにあります。あっせん価格は、5,609㎡で10aあたりおよそ32万円、</p>

		<p>総額 180 万円でした。あっせん委員は、垣内委員と私立迫でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、今市委員の報告をお願いします。
委員	今市	<p>昨年 11 月の総会で依頼がありました公益財団法人〇〇のあっせんですが、現在福岡 裕幸委員とあっせん活動継続中であります。今後も活動を続けて参りますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、立山委員の報告をお願いします。
委員	立山	<p>それでは、2月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、あっせんが成立しましたので報告いたします。総会資料 4 ページの番号 10 番です。場所は、山重小学校前の国道 269 号線を 200 m ぐらい鹿屋方面行き、元飲食店の青雲を左折し 200m行き右手の農道を 100m行ったところの右の畑になります。</p> <p>譲受者は、有明町山重芝用にお住まいの〇〇さん 35 歳でご両親と一緒に肉用牛 30 頭・繁殖牛 30 頭と子牛 20 頭を飼育されております。農機具は、トラクター4 台・牧草収穫機一式を保有されています。〇〇さん宅からは車で 1 分のところにあります。あっせん価格は総額 46 万円でした。あっせん委員は山下委員と立山でした。終わります。</p>
議長	萩迫	次に、日程第 4、議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、17 件の申請でございます。まずは、6 ページ、番号 19 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。
農地係長	竹之内	<p>それでは、議案第 14 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 19 番について、ご説明申しあげます。議案書は、6 ページです。まず、譲渡人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん 94 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん 64 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 3 筆で 6,031 m<sup>2</sup>です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、義理の親子間の贈与・受贈のため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、尾野見郵便局から県道柿木・志布志線を南へ 60m進み、右折し、市道堀ノ内・有野中原線を 400m進み、右折し、市道堀ノ内 4 号線を 170m進み、右折し、農道を 80m進んだ右手に 1 筆、そこから、農道を南へ 160m進み、右折し、市道堀ノ内・有野中原線を 70m進み、左折し、農道を 190m進んだ左手に 1 筆、そこから農道を北西に 190m</p>

		<p>進み、左折し、市道堀ノ内・有野中原線を 140m 進み、左折し、市道有野・黒石線を 130m 進み、右折し、農道を 150m 進んだ右手に 1 筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 7 ページのとおりでございますが、申請地には牧草・甘藷を作付けするとのこと。通作距離は、自宅から車で 20 分とのこと。申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。</p> <p>以上で、番号 19 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願います。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号 20 番を審議いたします。番号 20 番から 7 ページ、番号 22 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。それでは、橋口委員の説明を 3 件いっしょに願います。</p>
委員	橋口	<p>それでは、番号 20 を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽橋から北へ 400m のところに位置します。法人事務所から車で 15 分のところにあります。</p> <p>続きまして番号 21 を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく、有限会社〇〇です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽橋から北へ 400m のところに位置します。法人事務所から車で 15 分のところにあります。</p>



		<p>続きまして、番号 22 を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく、有限会社〇〇です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽橋から北へ 400m のところに位置します。法人事務所から車で 15 分のところにあります。有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員 10 名で甘藷を主に栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等もトラクター 5 台・掘り取り機 2 台・つるきり機 2 台等を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 20 番につきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号 21 番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、7 ページ、番号 22 番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号 23 番を審議いたします。吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 23 を報告いたします。譲渡人は、志布志

		<p>町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 73 歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 46 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽小学校と市役所有明支所をちょうど結んだ真ん中辺りに位置し、私の茶工場の東側の隣接地になります。幅 7 m に 120m の細長い土地でございます。譲受人宅から 2 km の所にあります。〇〇さんは、親子 3 人で甘藷を主に栽培されており、ここも長年甘藷を作付けしております。また、トラクター 3 台・コンバインを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	次に、番号 24 番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 24 を報告いたします。譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから田之浦方面へ 300m 左折して 400 m 左折して 100m 左折して 100m 行った左側です。譲受人宅からは 1 分のところにあります。〇〇さんは、両親と 3 人で水稻・甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付する予定とのことです。また、トラクター 3 台・甘藷ハーベスター 1 台・自動車 2 台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 25 番を審議いたします。同じく、隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 25 を報告いたします。譲渡人は、先ほど 24 番で報告しました〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、番号 24 番で説明しました畑の隣です。〇〇さんと〇〇さんは兄弟です。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稻・甘藷を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・甘藷ハーベスター 1 台・タイヤショベル 1 台・自動車 2 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 26 番を審議いたします。同じく、隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 26 を報告いたします。譲渡人は、先ほど 24 番で報告しました〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから田之浦方面へ 200m 左折して 100 m 左折したところ です。隣がお父さんの畑です。譲受人宅からは 8 分のところにあります。〇〇さんは、両親と 3 人で生産牛 41 頭を飼育し、申請地には飼料を作付けす</p>

		<p>る予定とのことです。またトラクター3台・田植機1台・飼料作物に必要なものはほとんど揃えていらっしゃいました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号27番を審議いたします。池袋委員の説明をお願いします。</p>
委員	池袋	<p>会長より依頼のありました番号27を報告いたします。譲渡人は、隈元委員の報告と一緒に〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線を田之浦方向へ進み大野原公民館からおおよそ50m進んで左折し田んぼ道に入り3枚目の位置です。〇〇さん宅から3分のところにあります。〇〇さんは、奥さんと息子さんとで甘藷・メロン・水稻を主に栽培しており、申請地にも甘藷・水稻を作付する予定との事です。また、トラクター4台・タイヤショベル・トラック2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、9ページ、番号28番を審議いたします。宮</p>

<p>委員 宮脇茂樹</p>	<p>脇 茂樹委員の説明をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 28 を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 62 歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・福山線の伊崎田にあるコンビニセブンイレブンから市役所方向に 100m進み左折し 10m進んだ左手にあります。志布志・都城高規格道路の伊崎田北インター志布志方面入口のすぐそばになります。自宅から車で5分のところにあります。〇〇さんは、奥さんと二人でお茶と甘藷を作付けされており、申請地には、甘藷を作付するとのことです。また、耕運機・トラック 1 台を所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めまます。次に、番号 29 番を審議いたします。同じく、宮脇茂樹委員の説明をお願いします。</p>
<p>委員 宮脇茂樹</p>	<p>会長より依頼のありました番号 29 を報告いたします。譲渡人は、熊毛郡屋久島町船行〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 71 歳です。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん 79 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・福山線沿いの伊崎田小学校から東へ 2.5 km行くと川路集落の交差点に出まます。そこを真っすぐ 200m進み左折し 1.4 km道なりに進み右に折れまして 60m進んだところの左にあります。本人宅から 2 kmの所にあります。〇〇さんは、甘藷と水稻を作付けされており、申請地には水稻を作付するとのことです。また、トラクター 1 台・耕運機 1 台・自走式田植え機 1 台を保有してまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 30 番を審議いたします。吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 30 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 60 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明小学校前の市道へ入り、小学校校庭の脇を通って行くと右側に旧有明町給食センターに出ます。その前を通って平城方向へ 1 km ぐらい行った左手になります。譲受人宅の道路向かいになるところです。〇〇さんは、認定農業者で子供 3 人と牧草を主に栽培されております。酪農家でございます。150 頭ほど経営されておりました。ここも長年借りて牧草を作付けされたところでもございます。また、大型トラクター 4 台・他にタイヤショベル・モアなど大型機械を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 31 番を審議いたします。立迫委員の説明をお願いします。

委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号 31 を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん 64 歳です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん 40 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。相手方の要望・規模拡大になります。申請地の場所は、野神小学校より東へ800m下ったところにスーパー抜迫という商店があります。その手前 10mを左折し 5 m進んだ十文字の左側にあります。譲受人宅からは車で5分のところにあります。〇〇さんは、兼業農家で J A あおぞらのお茶の技術員をしながらお茶 4, 175 m<sup>2</sup>を栽培されており、申請地には甘藷を作付けされる予定のことです。後に苗木の研究もしたいとのことでした。農機具は、トラクター1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 32 番を審議いたします。原田委員の説明をお願いします。
委員	原田	<p>会長より依頼のありました番号 32 を報告いたします。譲渡人は、有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、原田小学校を西へ 1 km行ったところの右側の畑です。譲受人宅から 700m徒歩で約 10 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦 2 人で主に甘藷を栽培されており、申請地には、甘藷を作付けされるとのことでした。また、農機具はトラクター 1 台・軽トラを保有されてました。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	か。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 33 番を審議いたします。立迫委員の説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号 33 を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市城西〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さん 67 歳です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 50 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。相手方の要望・規模拡大になります。申請地の場所は、野神校区内にあります J A あおぞらガソリンスタンドより北へ 2 km 行ったところに野神鍋集落があります。そこに田淵興業と大隅芝園の会社があり、そこから西へ 1 km 進んだ右に位置します。譲受人宅からは車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、家族・両親・子供 3 人でお茶・馬鈴薯を主に栽培されており、申請地には馬鈴薯を作付けすることです。また、トラクター 1 台・茶の機械一式・管理機 4 台・4 トン車・2 トン車それぞれ 2 台・軽トラ 2 台保有されています。
議長	萩迫	以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 34 番を審議いたします。吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 34 を報告いたします。譲渡人は、曾於市末吉町諏訪方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 78 歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 68 歳です。申請地は、



		<p>議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、泰野小学校前の信号機のある交差点の斜め前になります。スーパーたかよしの家の裏手になります。まさつぐ会館の前の空き家がございいますがその空き家の入り口の裏手になるところです。譲受人宅から 15 分の所にあります。〇〇さんは夫婦で水稲を主に栽培されておりますが、トラクター 2 台・耕運機 2 台・田植え機・コンバインを保有されております。この土地は公道に接しておりませんので今のところ何も作られませんけれども、後で隣接地を購入して進入道路を確保したいとのことをございました。元々に〇〇さんは何でも屋さんでございましてご理解していただきたいと思ひます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまひます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまひます。ご審議方よろしくお願ひいたしまひます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまひして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございませんので、お諮りしまひます。これを認めることに ござ異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまひます。次に、番号 35 番を審議いたしまひます。山下 昭一委員の説明をお願ひしまひます。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありまひした番号 35 を報告いたしまひます。譲渡人は、神奈川県足柄上郡大井町金子〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。叔父と甥による贈与・受贈の所有権移転です。申請地は、議案書に記載されていません通りです。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線の尾野見郵便局より志布志方向へ 10m 行き右へ 300m 行つた右側に長迫の 3485 番 2 の畑があり、さらに 50m 先の交差点を右方向へ 300m 行き、左へ 50m 行つた右側に堀内 3279 番 1 の畑がありまひます。〇〇さん宅から 300m 以内に 2 筆ともありまひます。現在、〇〇さんが耕作されておひます。〇〇さんは、認定農業者であり奥さんと生産牛 25 頭と甘藷等を栽培しておひ、申請地には甘藷・飼料を作付けする予定とのことです。またトラクター 5 台・ロールベラー等を所有しておひます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。まずは、13 ページ、番号6番を 審議いたします。現地を調査された、柳井委員の 報告をお願いします。
委員	柳井	議案第15号番号6番について報告します。総会資料は、9 ページから11 ページです。調査日は3月8日、調査員は、坂中委員、立根委員と私柳井です。事務局より2名の同行がありました。譲渡人には、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、曾於郡大崎町假宿〇〇番地〇のお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんのお父様でした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、草野公民館から草野集会場線を西へ120m進み左折し、市道草野線を120m進んだ右手にします。除外目的は一般住宅です。排水は、西側の側溝に流すとのことです。申請地の農地区分は10ha以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第15号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。
		次に日程第6、議案第16号、農地法第4条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。最初に、15ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	議案第16号番号1番について報告いたします。調査日は3月8日、調査員は福岡委員、工藤委員と私吉野です。申請人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、立会人は行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、志布志市役所より北東に位置し、県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局を過ぎて北へ2km進んだところを左折し大久保橋を渡り坂道を登りきったところの右手に茶畑がございますがその脇の市道を右折して、またすぐ右折したところに〇〇さんの牛舎がございます。今回の事業計画変更は、牛舎と倉庫・堆肥舎を計画しておりました。すでに牛舎と倉庫が出来ておりますが、生産規模を回り大規模拡大をしたいということで、新たに牛舎とロール置き場を作る変更でございます。申請地の農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画用途であり、変更には制限がありますが、変更が農業施設であるため問題はないものと思われまます。以上のことより、調査員協議の結果事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。以上報告をします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第16号、農地法第4条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第17号、非農地証明願の承認についてを議題とし

<p>委員 工藤</p>	<p>ます。まずは、17 ページ、番号 4 番を審議いたします。現地を調査された、工藤委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第 17 号番号 4 番について報告いたします。総会資料は 15 ページから 17 ページになります。調査日は 3 月 8 日、調査員は吉野委員、福岡委員と私工藤です。申請者は、鹿児島市川上町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人には、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、市役所本庁から西南西方向に位置する志布志アピア前から市道香月線を運動公園陸上競技場方面へ向かい陸上競技場前を右折、市道若浜・宮前線を安楽小学校へおよそ 1.2 km 進んだ左側にします。周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆道路、南側は畑、西側は公衆道路です。昭和 62 年に隣接地に住宅が建設されて以降、宅地として一体的に利用しており農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 17 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 18 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
<p>次長 中水</p>	<p>議案第 18 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 19 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和 4 年 3 月 31 日で、畑が 9,968 m<sup>2</sup>となっております。所有権を移転する者は 3 人、所有権の移転を受ける者は、4 人で全て売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 20 ページ、21 ページに掲</p>

		載してございますので、お目通してください。
		以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、20 ページ、番号 9 番から、番号 10 番までを審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。続きまして、番号 11 番を審議いたします。番号 11 番は、吉野委員に関係がございまして、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、ここで吉野委員には退席をお願いします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、21 ページ、番号 12 番を審議いたします。番号 12 番は、池袋委員に関係がございまして、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、ここで池袋委員には退席をお願いします。
会場		(池袋委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで池袋委員の入室を許可します。
会場		(池袋委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、19 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、

<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>なにかご意見ございませんか。  (会場 なし)  ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)  異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第 18 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、22 ページから 68 ページとなっております。まずは、議案書 22 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 4 年 3 月 31 日で、始期は令和 4 年 4 月 1 日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和 4 年 3 月 31 日となります。</p> <p>設定期間が、1 年 10 か月から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 6 万 8,024 m<sup>2</sup>、畑が 20 万 634 m<sup>2</sup>、樹園地が 16 万 1,822 m<sup>2</sup>で、合計しますと 43 万 480 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 16 万 2,226 m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 89 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 37 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 52 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23 ページから 61 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 62 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 4 年 3 月 31 日で、始期が令和 4 年 3 月 31 日であります。設定期間は、4 年 3 か月から 10 年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が 2 万 5,204 m<sup>2</sup>、畑が 1 万 4,415 m<sup>2</sup>で、合計しますと 3 万 9,619 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 12 名であります。詳細につきましては、63 ページから 68 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 18 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしく願います。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、23 ページ、番号 1 番を審議いたします。番</p>

		号1番は、吉野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで吉野委員には退席をお願いします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、番号2番から、番号3番までを審議いたします。番号2番から番号3番までは、垣内委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の 規定により、ここで垣内委員には退席をお願いします。
会場		(垣内委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで垣内委員の入室を許可します。
会場		(垣内委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、24 ページ番号4番から、61 ページ、番号102番までと、22 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。63 ページ番号1番から、68 ページ番号14番までと62 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第18号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
次長	中水	議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について説明します。令和4年3月15日の議案送付の時点では、1件の申出があったところですが、令和4年3月18日付で申出者の都合による取下げ願いが出されたため、不規則な形にはなりますが、議案第19号につきましては、あっせん委員の指名に係る提案なしということになりますところでは、
		以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。次に、日程第10、議案第20号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	小野	それでは、議案第20号、農業委員会活動の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。この案件につきましては、令和3年第5回定例総会の議案第46号でご承認いただきました、令和3年度の活動等の点検・評価等につきまして、ご承認いただくものでございます。数字的なものは、2月分までの実績でございますので、最終的には、5月の総会でお示すこととなります。本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度5月の定例総会へ提案するものでございます。



		<p>この様式で用いる、農家数、農業者数等においては、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いるよう、国からの統一化が図られております。まず、72 ページは、農業委員会の状況でございます。</p> <p>1 の農業の概要としまして、耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積及びその下の、総農家数、農業就業者数、認定農業者数は変更となっております。</p> <p>73 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、令和3年3月現在のこれまでの集積面積は3,688ha、集積率56.5%で、3年度実績を踏まえ修正することとなります。</p> <p>74 ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進で、2の令和3年度の目標及び実績は、2月末で、7経営体、140%の達成状況でございます。</p> <p>75 ページは遊休農地に関する措置に関する評価で、これは、委員皆様方で調査していただきました、利用状況調査の結果を、データに反映させ、精査を行いました結果の、遊休農地33haの解消実績でございます。</p> <p>76 ページは、違反転用への適正な対応で、これも利用状況調査の結果83.8haの違反転用が実績として上がってきたところでございます。</p> <p>77 ページは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、3条申請の件数125件、農地転用に関する事務が74件でございます。これらは、2月分までの実績でございます。</p> <p>78 ページは、農地所有適格法人からの報告への対応についてでございますが、未提出が21法人あり、ただいま催告がしてあるところでございます。</p> <p>その下の、情報の提供等から、79 ページの事務の実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。この点検・評価は、先ほど申し上げましたように、市のホームページに掲載いたしまして、再度5月の総会で、承認をいただくということになっております。以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	

<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 20 号、農業委員会活動の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、決定しました。</p> <p>次に、日程第 11 議案第 21 号、農業委員会活動の令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長 小野</p>	<p>それでは、議案第 21 号、農業委員会活動の 令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを、ご説明申し上げます。この案件につきましても、本日の総会で承認いただきますと、これを市のホームページへ掲載し、市民から意見を求め、最終調整を行い、再度 5 月の定例総会へ提案するものでございます。まず、81 ページは、農業委員会の状況でございます。1 の農家・農地等の概要ですが、農家数、農業就業者数等につきましては、令和 3 年度と同じく、農林業センサス及び作付面積統計調査の数値を用いております。耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積が変更になります。82 ページは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況で、4 年度は、20ha を目標としております。</p> <p>その下の 3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、5 経営体を目指しております。</p> <p>83 ページは遊休農地に関する措置に関することとして、解消面積目標といたしまして 20ha を目標といたしたところでございます。</p> <p>その下の 5、違反転用への適正な対応でございますが、委員皆様方の利用状況調査、日常活動等の中で、農地法の周知徹底、違反転用者への適正な指導につきまして、適正な対応が求められるところでございます。</p> <p>また、先ほども申し上げましたが、この活動計画につきましても、市のホームページに掲載いたしまして、再度 5 月の総会で、承認をいただくということになっております。以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 11 議案第 21 号、農業委員会活動の令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、決定いたしました。
主任主査	桑水	次に、日程第 12 議案第 22 号、非農地通知に係る対象農地の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
		それでは、議案第 22 号非農地通知に係る対象農地の承認について、ご説明申し上げます。議案書は、84 ページから 105 ページでございます。議案書の番号 1 から 568 までに記載されている農地は、毎年 7 月から 9 月にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員及び調査協力員の皆様に行っていた利用状況調査において、その調査結果が、令和 2 年及び令和 3 年のどちらも、農地としての再生利用が著しく困難と見込まれる、B 分類であった農地です。
		その内訳は、登記地目、田が 349 筆で 30 万 9,452.55 m <sup>2</sup> 、畑が 206 筆で 22 万 4,664.78 m <sup>2</sup> 、登記地目、原野で以前の現況地目が畑、6 筆で 21,616 m <sup>2</sup> 、登記地目、原野で以前の現況地目が田、1 筆で 266 m <sup>2</sup> 、登記地目、山林で以前の現況地目が畑、4 筆で 1 万 2,767 m <sup>2</sup> で、登記地目、山林で以前の現況地目が田、1 筆で 610 m <sup>2</sup> で、登記地目、宅地で以前の現況地目が畑、1 筆で 196.82 m <sup>2</sup> で、合計 568 筆、56 万 9,573.15 m <sup>2</sup> となります。
		また、農業振興地域内外による内訳は、農用地外農地が、559 筆で 56 万 4,698.15 m <sup>2</sup> 、農業振興地域外農地が、9 筆で 4,875 m <sup>2</sup> となっております。
		本案件は、これらの農地を農地法第 2 条第 1 項に該当しない、非農地と判断することにつきまして、承認を求めるものでございます。
		なお、非農地と決定された農地につきましては、非農地通知書の発送とともに、農地台帳より削除されます。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 12 議案第 22 号、非農地通知に係る対象農地の承認については、決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
--------------	--

上記会議の経過は、事務局長小野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員